

## レンタルオーナー契約によるトラブル

商品を購入して所有者となり、それを貸し出すことでレンタル料が受け取れるという「レンタルオーナー契約」に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。



事例1. 契約したものの、レンタル料が支払われず、元本も戻ってこない。

事例2. 解約を申し出ても、なかなか解約に応じてもらえない。

事例3. 勧誘目的を知らされずに、契約を結ばされた。

レンタルオーナー契約とは、商品の売買契約と同時にその商品を貸し出す賃貸借（レンタル）契約を結ぶものです。購入した商品は消費者には引き渡されないまま、事業者がその商品を第三者に転貸し、そのレンタル事業などで得られた収益の一部をレンタル料などの名目で消費者に支払うことになっています。

### トラブルにあわないために

1. 購入する商品は様々ですが、あたかも**投資や出資、預金等の契約**であるかのような勧誘が多く見られます。
2. 高利回り、高配当をうたった勧誘は魅力的な話に聞こえますが、実際には高額な商品の契約になっていることがあります。こうした**勧誘を決してうのみにしない**でください。
3. 事業者が破綻した際のリスクが十分に理解できない場合は、契約を**しない**でください。

困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。  
(消費者ホットライン188)





## 生活安全情報

南陽警察署生活安全課から

高齢者の自宅固定電話に対し、家族や親族等を騙り、「喉にポリープが出来て病院に来た。診察中に、財布

や会社の重要書類等が入ったカバンを盗まれた。会社から弁償を求められており、今すぐ現金が必要だ。」などと嘘を言って現金を騙し取る特殊詐欺の電話が発生しています。このような電話があった時は、1人で判断せず、必ず家族や警察等に相談してください。特殊詐欺被害に遭わないように気を付けましょう。

## 消費生活サポーターの出前講座を紹介します

今月は、高畠町でサポーターをされている佐藤弘一郎さんに、出前講座で心掛けていることについてお話を伺いました。

「消費生活サポーターとして、身近な方々が被害に遭わないよう、目配りと情報発信に努めております。特に仕事上、高齢者の皆様や介護の職員さん達と接する機会が多いので、折りに触れては注意を呼びかけ、また、相談にも協力しています。

情報発信や出前講座の際には、解りやすく印象に残るような言葉を選び、怪しいな、騙されたかな…と感じたら直ぐに相談する心掛けが皆様に備わるよう、配慮しています。

これからも、“私に騙されないように！”と悪徳セールスマンを演じながらの出前講座や、地域での身近なサポーターとして、活動を継続していきます！」

佐藤弘一郎さんは、2013年に「ベスト消費生活サポーター」として、消費者庁長官賞を受賞しました。



◆消費生活出前講座に興味をお持ちのサポーターさんがいましたら、置賜消費生活センターまでご連絡ください。

### 1月・2月の消費生活法律相談

1月11日(木) 13:30~15:30

2月 8日(木) 13:30~15:30

\* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

\* 電話で事前予約をお願いします

### 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072